◇漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

（政令第二七四号）（農林水産省）

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二八年法律第三九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三一年四月一日とすることとした。

◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

（政令第二七五号）（農林水産省）

1　養殖共済の対象とする養殖業として、一年魚ふぐ養殖業及びうなぎ養殖業を追加するとともに、これに伴う共済掛金の補助等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条、第一四条、第二三条等関係）

2　内水面養殖業について漁業共済組合が原則塡補責任を負わない損害は、共済目的たる養殖水産動植物が事業場以外の区域に移されている期間内に生じた損害とすることとした。（第一六条第二号関係）

3　養殖共済の共済金に関する特約の対象を、くろまぐろ養殖業から全ての魚類養殖業に拡大することとした。（第一八条の二第二項関係）

4　この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三一年四月一日）から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二七六号）（防衛省）

1　予備自衛官である者の使用者から除かれる者を国、地方公共団体その他防衛省令で定めるこれらに準ずる者とすることとした。（第九七条の二関係）

2　給付金の日額を三万四、〇〇〇円とすることとした。（第九七条の三関係）

3　自衛隊法第七三条の三第一項第二号に規定する政令で定める期間を九〇日間とすることとした。（第九七条の四関係）

4　給付金の支給の申請等について定めることとした。（第九七条の五関係）

5　給付金支給申請書の様式その他給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定めることとした。（第九七条の六関係）

6　即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金について準用することとした。（第一〇二条の七関係）

7　この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三〇年一〇月一日）から施行することとした。

政　令

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百六十六号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第十八条第三項及び第四項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　内部部局（第九条―第十四条）」を「第二款　内部部局（第九条―第十八条）」に、「第九十三条」の下に「・第九十四条」を加え、「第一目　長官官房及び部の設置等（第九条―第十四条）」を「第一目　長官官房及び部の設置等（第九条―第百五条）」に改める。

第四条第十六号及び第十七号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条第十八号中「こと」の下に「（文化庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十九号中「並びに学芸員となる資格の認定」を削り、同条第二十号及び第二十一号中「、博物館」を削り、「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条第二十二号中「こと」の下に「（文化庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二十八号及び第二十九号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とする。

第五条第九号中「及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第二十号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第二十五号及び第二十六号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加える。

第六条第一項第四号、第十八号及び第十九号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同項第二十三号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第二十六条第四号、第五号、第九号及び第十号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第二十八条第一号中「こと（」の下に「文化庁及び」を加え、同条第二号中「並びに学芸員となる資格の認定」を削り、同条第三号中「こと（」の下に「文化庁及び」を加え、同条第四号及び第五号中「、博物館」を削り、「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条第七号及び第八号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第九号を削る。

第三十三条第六号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十四条第三号中「及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第十一号中「体育」の下に「及び芸術に関する教育」を加える。

第三十五条第二号から第四号までの規定中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、「及び他課」を「並びに他課」に改める。

第三十七条第四号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第五号から第七号までの規定中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第三十八条第三号、第五号及び第六号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加える。

第四十六条第四号、第六号及び第七号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第四十七条第三号、第八号及び第九号中「スポーツ庁及び」の下に「及び文化庁」を加える。

第五十二条第一号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第九十三条中「一人」を「二人」に改める。